令和3年3月29日 花巻市役所 24-2111

新型コロナウイルス感染症に関する花巻市の対応について

《新型コロナウイルスワクチン接種について》

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室では、4月から実施する高齢者に対するワクチン接種に向けて準備を進めています。

▶コールセンターの設置

設置日 : 令和3年3月26日(金) 開設

営業日 : 平日、土日祝日も営業

営業時間:午前8時30分から午後5時15分まで

電話番号: 0 1 2 0 - 3 8 3 - 2 2 5 FAX 0 1 9 8 - 4 1 - 3 6 0 6

Mail: <u>corona@city.hanamaki.iwate.jp</u> 業務内容: ①ワクチン接種に関する相談対応

②接種会場通知が届いた方のワクチン接種日時の予約受付

③ワクチン接種当日の移動手段の相談・予約受付

▶4月に供給されるワクチンの接種日程

4月に供給されるワクチンの量が975人分と限定されていることから、高齢者の中でも感染時の重症化リスクの高いと考えられる年齢の高い方々、具体的にはまず91歳以上の方から接種を行います。

対 象 者:91歳以上の方

日程・会場:令和3年4月21日(水)花巻市総合体育館 接種予定 花巻地域の方 325人

令和3年4月22日(木) 大迫交流活性化センター 接種予定 大迫地域の方 65人 令和3年5月 6日(木) 石鳥谷学習会館 接種予定 石鳥谷地域の方155人 令和3年5月 6日(木) 東和コミュニティセンター 接種予定 東和地域の方 100人 令和3年5月 8日(土) 生涯学園都市会館 接種予定 花巻地域の方 330人

※いずれも1回目の接種日程 2回目は3週間後に同じ会場で実施

そのほかの5月以降の接種日程は、ワクチン供給の状況により決定していきます。

▶接種会場

花巻地域 : 花巻市総合体育館ほか、生涯学園都市会館、花巻市交流会館など

大迫地域 : 大迫交流活性化センターなど 石鳥谷地域: 石鳥谷生涯学習会館など

東和地域 :東和コミュニティセンターなど

予定施設は12月まで予約済みですが、ワクチン供給の状況により日程並びに会場を決定していきます。

▶接種会場でのシミュレーション実施について

高齢者向けの接種開始に当たり、関係者(医療従事者、市職員等スタッフほか)によるシミュレーションを 実施します。(取材可、ただし、一部立ち入り制限区域を設ける場合があります)

日時: 4月15日(木) 14:00~15:30 会場:花巻市総合体育館

▶高齢者へのワクチン接種概要

【対象者数】 34.009人

(国が定める基準日、令和3年1月1日時点において、令和3年度中に65歳以上に達する方)

【ワクチン】 ファイザー社製ワクチンでの接種を予定(20日の間隔をおいて2回の接種が必要)

【接種時期】 4月21日から開始、8月中に完了予定

※国の方針やワクチン供給時期・供給量等によって完了日は変更となります

※水曜・木曜・土曜を基本的な接種曜日として設定

【通 知】 ○ワクチン接種券(クーポン券):2回分を配布

対象となる方に3月末日に2回分を自宅住所に一斉送付

○ワクチン接種会場通知

対象者に、以下の順番で接種会場ごとに発送時期を分けて4月1日から順次送付予定

- 対象者に、以下のM ① 9 1 歳以上の方
 - ②75歳から90歳の方
 - ③74歳から65歳の方

【予約方法】 市コールセンターへの電話予約のほか、専用ウェブサイトでの予約も可能

https://vc.liny.jp/032051 ※4月5日開設予定

そのほか、LINE(ライン)アプリを使った予約についても検討中

なお、91歳以上など特に高齢な方々の中には、同居の家族や支援する方がいないなど、自力でコールセンターへの電話が困難な方がいることが予想されます。そのような理由によりコールセンターに連絡のない方に対する市からの連絡の必要性、手段について更に検討します。

【移動手段】 接種会場までは各自で移動していただくことを基本としていますが、移動手段の確保が難しい次のような方に対し、送迎車(乗合タクシー、バス)を準備します。

- ・自宅から指定の集団接種会場まで遠く、歩いていけない
- ・接種時間に合う路線バスがない
- ・集団接種会場まで送迎してくれる家族等がいない

利用を希望する方は市コールセンターへ接種日時の予約と合わせてご連絡ください。

▶高齢者施設等でのワクチン接種体制

高齢者施設に入所されている方への接種は、施設従事者への同時接種も念頭に5月以降にそれぞれの施設でワクチン接種を開始する予定です。

▶高齢者以外の方のワクチン接種体制

国の示す優先接種の順位に従い、国からの通知や供給されるワクチンの供給量、種類等に基づき、花巻市医師会、総合花巻病院とのワクチン接種準備会にて接種体制を検討していきます。

担当:新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室:41-3605

《花巻・遠野地域外来検査センターの休止について》

市では、当市市内の医療機関において、新型コロナウイルス感染症のPCR検査や抗原検査を実施できる「診療・検査医療機関」の拡充が図られ、花巻・遠野地域外来検査センターへの検査依頼件数が減少していることから、岩手県中部保健所、花巻市・遠野市各医師会、総合花巻病院、花巻市、遠野市による「地域外来・検査センター運営協議会において、4月1日から当検査センターを休止の扱いとする方向性が決められました。

なお、今後において、感染の拡大により大規模な検査体制が必要となった際などに使用する可能性も否定できないことから廃止ではなく休止となりました。

担当:新型コロナウイルス感染症対策本部:29-5275

《新型コロナウイルス感染症に関する支援について》

◆【令和3年度新規事業】中小企業経営支援金について(商工労政課:41-3534)

市では、令和2年度に市が独自に支援を行った飲食店、温泉宿泊業、タクシー、貸切バス、運転代行業などの事業者以外の事業者を支援するため、岩手県が令和3年度から行う「地域企業経営支援金」に上乗せして、花巻商工会議所を通じて下記のとおり市独自の支援金を給付します。

【事業主体】 花巻商工会議所

【対 象】 下記の全てを満たす事業者

- ①花巻市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、小売業、サービス業、 飲食業、宿泊業など、県「地域企業経営支援金」の対象業種を営む事業者
- ②令和2年度に市が行った以下の補助金等をいずれも受給していない事業者
 - ・花巻商工会議所飲食店等経営支援事業支援金
 - · 花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業補助金
 - ・花巻市貸切バス事業者事業持続支援金
 - ・花巻市公共交通事業者緊急対策支援金

【売上要件】 下記のいずれかに該当する事業者

- (1)令和 2 年 1 1 月から令和 3 年 3 月までの間の**いずれか 1 か月の売上が前年同月と比較して 5 0 %以上減少している事業者**
- (2)令和 2 年 1 1 月 から令和 3 年 3 月までの間のいずれかの連続する 3 か月の売上の合計が前年 同期と比較して 3 0 %以上減少している事業者
- ※前年の売上が存在しない者にあっては、比較月の直近までのいずれか1月の売上若しくはいずれかの連続する3か月の売上の合計で算定します

【支援金額】 1店舗につき30万円

【申 請 等】 申請期間:令和3年4月12日(月)から令和3年4月28日(水)まで(土日除く)

受付時間:午前9時から午後4時(完全予約制)

電話番号:0198-23-3381 (花巻商工会議所)

受付場所:なはんプラザ 3階 ギャラリー

※申請書類の作成方法などの相談も可能です

〈参考〉

岩手県による支援(地域企業経営支援金支給事業費補助金)

【対 象】 県内に店舗を有する中小企業者であって小売業、サービス業、飲食業、宿泊業など次頁に掲載している対象業種を営む事業者

【要 件】 花巻市と同様

【支援額】 令和2年11月から令和3年3月の間で、売上を比較する月を含む任意の連続する3か月の売上 合計を前年同期の売上合計から差し引いた額(1店舗につき最大40万円)※

※複数店舗を経営する事業者にあっては法人200万円、個人事業主100万円が上限

支給例)令和元年度売上 400, 000円、令和2年度売上 160, 000円の場合 400,000-160,000=290,000 \rightarrow 差額が400,000円を下回るため290,000円が支給額

令和元年度売上 1,300,000円、令和2年度売上 550,000円の場合 1,300,000−550,000=750,000 → 差額が400,000円を超えるため400,000円が支給額

岩手県の支援と市の支援、両方に該当する場合は1店舗につき<u>最大70万</u>、県の支援のみの場合(上記②に記載の支援を受けている事業者)でも<u>最大40万円</u>の支援を受けることができます。

《地域企業経営支援金対象業種》

大分類	中分類		
G(情報通信業)の一部	38 放送業39 情報サービス業40 インターネット付随サービス41 映像・音声・文字情報制作業		
H (鉄道業、道路旅客運送業)の一部	3 道路旅客運送業 ただし、小分類431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。 4 道路貨物運送業		
I (卸売業、小売業)の一部	 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 		
J(金融・保険業)の一部	67 保険業(保険媒介代理業、保健サービス業を含む)		
K(不動産業、物品賃貸業)	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業		
L (学術研究、専門・技術サービス業)	○ 学術・開発研究機関 ・専門サービス業(他に分類されないもの) ・ 広告業 ・ 技術サービス業(他に分類されないもの)		
M(宿泊業、飲食サービス業)	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業		
N(生活関連サービス業・娯楽業)	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業		
0(教育、学習支援業)	81 学校教育 82 その他の教育,学習支援業		
P(医療、福祉)	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業		
R(サービス業)の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業		

◆第2弾「がんばれ花巻!対象のお店で20%戻ってくるキャンペーン」の状況(商工労政課:41−3534)

市では、令和2年12月1日から令和3年3月31日までの4か月間、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内飲食店や小売店などの事業継続を応援するため、市内対象店舗でQRコード決済サービス「PayPay」で決済した場合、支払額の最大20%のPayPayボーナス(ポイント)を還元するキャンペーンを実施しています。

【対象店舗等】 1,075店舗

【第2弾キャンペーン速報値】 令和2年12月1日から令和3年3月21日

決済回数:195,741回

決済金額: 9億5, 007万3千円

(1日あたりの平均決済金額:8,559,223円)

還元額:1億6、443万6千円

〈参考〉

第1弾キャンペーンの実績(令和2年8月1日~令和2年9月30日)

決済回数:70,234回

決済金額:2億7,977万7千円

(1日あたりの平均決済金額) 4.586.521円

還元額:4,565万6千円

【令和3年度の実施について】

市では、本キャンペーンが市内事業者に対する支援策として非常に大きな効果を発揮していることから、令和3年度においても第3弾キャンペーンの実施を計画しています。実施時期、実施内容については未定ですが、PayPay(㈱社内ルールにより、最短で8月からの実施が可能です。

◆花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業の状況及び期間延長について(観光課:41-3542)

市では、市内温泉宿泊施設等を支援するため、令和2年6月から実施しております温泉宿泊施設等利用促進事業について、実施期間を令和3年3月31日(水)から令和3年5月9日(日)まで延長して実施します。

- 【対 象】 花巻市民及び岩手県民、県民のグループ又は県内事業所に勤務する方 団体利用の際は、<u>8人程度まで</u>を目安
- 【期 間】 令和3年3月31日(水)以降も令和3年5月9日(日)まで延長して実施します。

【助成額】2月20日以降

①日帰り入浴(1食付)助成

- ・温泉宿泊施設等の2,000円以上のプラン(入湯税は含まない)について、利用者一人当たり1,000円を助成
- ②宿泊助成: 2月20日利用分から下記のとおり拡充、2月19日までの利用分は一律2,000円助成
 - ・温泉宿泊施設等利用者一人当たり最大4,000円助成

4,000円以上6,000円未満のプラン(入湯税は含まない)については2,000円を助成

6,000円以上8,000円未満のプラン(入湯税は含まない)については3,000円を助成

8,000円以上のプラン(入湯税は含まない)については4,000円を助成

【実 績】令和2年6月1日から令和3年3月26日集計分まで

日帰り入浴助成:延べ 18,707人、助成総額 1,870万7千円 宿泊助成 :延べ170,867人、助成総額 5億885万4千円

【その他】

市内宿泊施設の2、3月の県民利用・予約は回復基調となってきているものの、県外客を含めた宿泊利用・予約数全体では例年より少ない状況が続いていることを鑑み、コロナ禍において県民の需要喚起を図るため、引き続き宿泊促進支援を実施する必要があると判断したものです。

◆花巻市中小企業持続支援事業(地代・家賃補助)の実績(商工労政課:41-3539)

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内事業者の固定経費の軽減を図るため、令和 2年10月から令和3年2月までを対象とした家賃補助を岩手県と連携して実施しました。

【対象業種】 小売業、飲食業、宿泊業、道路旅客運送業、物品賃貸業、生活関連サービス業、介護・医療業などの中小企業者

【対象経費】 地代・家賃(共益費・管理費含む)

【要件】 次のいずれかの要件を満たす事業者(申請受付は既に終了しています)

要件		補助率及び補助対象期間	上限額
要件①	R2.10~R3.2の間のいずれか1か月の売上が前年 同月比50%以上減少	1/3 (R2.10~R3.2の5か月間)	最大50万円 (月額10万円)
要件②	R2.10~R3.2の間のいずれか連続する3か月の売 上の合計が前年同期比30%以上減少		
要件③	R2.11~R3.1の間のいずれか1か月の売上が前年 同月比30%以上減少	1/2(※) (R2.12~R3.2の3か月間)	最大30万円 (月額10万円)

(※) 要件①又は要件②に加え、要件③を満たす場合は、3か月分の地代・家賃に1/6を乗じた額を追加補助するため 1/3+1/6=1/2

【令和2年度実績】 236事業者、35,791千円 (R2.4~R2.9を対象とした地代・家賃補助との累計 507事業者、66,621千円)

【令和3年度の実施について】

市では、令和3年度当初予算に中小企業持続支援事業費を計上しておりますが、実施時期、補助額等の詳細については、現在、検討を進めているところです。

◆失業者生活見舞金の状況と期間延長について(商工労政課:41-3536)

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業所の倒産・廃業・経営悪化等を理由とした事業主都合による解雇により失業した方に対して一律に10万円の見舞金を支給しています。

【対象】 同一の事業所に3か月以上勤務し、令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて失業された市内在住の方で下記の①から③の全てに該当する方で、A又はBのいずれかに該当する方

全てに該当

- ①失業日から本制度の申請日までの期間、継続して本市の住民基本台帳に記載されている方
- ②失業日まで雇用保険の被保険者であり、かつ、医療保険の被扶養者となっていない方
- ③本制度の申請日において生活保護の認定を受けていない方

いずれか該当 -

A:事業所の倒産・廃業・経営悪化等を理由とした事業主都合による解雇により失業した方

B:労働契約期間満了による離職で、ご本人の意思に反し、事業主の都合により当該労働契約が更 新されなかった方(見直し分)

※申請時点で就労し雇用保険の被保険者になった方、「労働期間の更新を行わないこと」を条件に契約を締結した方、失業日以前に事業所の役員だった方は対象外となります

【内 容】 1人あたり10万円を支給

【申 請】 所定の申請様式に必要事項路記入の上、令和3年3月31日までに商工労政課窓口に持参申請様式は商工労政課窓口に配置するほか、市ホームページにも掲載

【実績】 75件、支給合計額 750万円(3月26日時点)

【令和3年度の実施について】

市では、新型コロナウイルス感染症の影響が4月以降も継続するものと見込まれることから、失業者生活見 舞金の交付対象期間を令和3年9月まで延長します(令和3年度第1号補正予算)。支給の対象及び内容につ いては、上記のとおりとなります。

◆花巻市雇用安定助成金の対象期間延長について(商工労政課:41-3536)

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた、市内事業者の雇用の維持と事業の継続を目的とし、国の雇用調整助成金の助成率が10/10とならない事業者を対象として、令和2年4月1日から令和3年2月28日まで市が独自に国の雇用調整助成金の上乗せ補助を行っておりましたが、国の雇用調整助成金の対象期間が4月30日まで延長されたことから、花巻市雇用安定助成金の対象期間を令和3年4月30日まで延長します。

【対象】 市内事業者(国の雇用調整助成金の助成率が10/10となる事業者を除く)

【助成率】 1/10

【助成金】 国の雇用調整助成金に対して、助成金対象額の1/10の金額

(但し、対象労働者1人1日あたり上限925円)

【期 間】 令和2年4月1日から**令和3年4月30日まで**の期間を1日でも含む賃金の締切期間 (但し、令和2年4月1日以降に限る)

【備 考】 ・令和2年7月1日以降の休業についても遡って対象とします

・雇用保険被保険者でない労働者 (パート、アルバイト等)を対象とした緊急特定地域特別雇用安 定助成金についても上乗せ対象です。

【参考】 国の雇用調整助成金の概要

・上限額:対象労働者1人1日あたり15,000円

・助成率:中小企業4/5 (令和3年1月8日以降に解雇等がない場合10/10)

大企業 2/3 (同上 3/4) ※1

・期 間:令和2年4月1日から令和3年4月30日までの期間を1日でも含む賃金の締切期間※2

※1 令和3年1月8日から令和3年4月30日までの期間において、売上等が前年又は前々年同期と比べ3か月の平均値で30%以上減少した大企業は、助成率4/5 (解雇等を行っていない場合は10/10)

※2 賃金の締切期間とは・・・

賃金締切日の翌日から次の締切日までの期間になります。

例)賃金締切日が10日締めの場合:令和3年3月11日から令和3年4年10日までの期間

◆はなまき暮らしの継続応援支援金の状況と期間延長について(地域福祉課:内線467)

市では、都道府県社会福祉協議会が行っている「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けた方の生活の安定を支援するため、支援金を交付していますが、社会福祉協議会が行う特例貸付の申請期間が令和3年3月31日から令和3年6月30日まで延長されたこと、新型コロナウイルス感染症による経済への影響は4月以降も継続すると予想されることから、令和3年度も引き続き本事業を実施します。

- 【対 象】 社会福祉協議会が行う「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けた世帯で次の全てを満たす方
 - ①貸付決定から本補助金交付申請時点まで、花巻市に住民登録のある方
 - ②令和2年4月以降の月の収入(休業補償等を含む)のうち、前年同月比で20%以上減少した月がひと月以上ある方
- 【支援金額】 貸付利用総額の40%(従前の20%から、令和3年2月に40%に拡充)

※既に従前の貸付利用総額の20%で交付済みの方も、再申請することで20%(拡充分)の給付を受けることができます。対象者には地域福祉課より通知等を送付しています。

【受付期間】 **令和3年7月30日(金)まで**(令和3年3月31日から延長)

【申 請 等】 地域福祉課へ郵送又は持参で提出ください。

【実 績】 ▶支援金交付決定状況(3月26日時点)

申請件数 176件

交付決定済み件数 176件(交付決定額 1,420万円)

▶特例貸付利用実績(3月26日時点)

緊急小口資金 284件(貸付利用額 4, 352万円) 総合支援資金 52件(貸付利用額 1, 920万円)

◆飲食店・自動車運転代行業への経営支援金の実績について(商工労政課:41−3534)

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、経営に支障が生じている市内飲食店及び自動車 運転代行業を支援するため、花巻商工会議所を通じて50万円の経営支援金を給付しました。

【対 象】 花巻市内で飲食店(持ち帰り・配達飲食サービス含む)又は自動車運転代行業を営む市内に本店 又は主たる事業所を有する中小企業者

【要件】 令和2年11月から令和3年1月までの間のいずれか1か月の売上が前年同月と比較して30% 以上減少(申請受付は既に終了しています)

【支援金額】 飲 食 店 :市内1店舗につき50万円

自動車運転代行業:市内1事業者につき50万円

【令和2年度実績】

飲食店 申請受付件数:354店舗(支給総額 1億7,700万円) 代行業 申請受付件数:10事業者(支給総額 500万円)

◆花巻市ひとり親世帯臨時特別支援給付金の実績について(地域福祉課:41-3575)

国では、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給しました。このうち、基本給付については既に2回支給されていますが、追加給付については1度のみの支給となっていることから、長期にわたり影響を受けているひとり親世帯を支援するため、市独自に国が行った追加給付分相当額を支給します。

【対 象】 国が実施した「ひとり親世帯臨時特別給付金」の対象世帯のうち、家計が急変し収入が減少した との申し出を行い、国から5万円の追加給付を受けた世帯 (申請受付は既に終了しています)

【支給金額】 1世帯当たり5万円

【実 績】 対象件数 142件 支給合計 710万円

【支給日】 3月30日(火)予定